

国有財産の貸付料等に係る債権の 履行期限を延長する制度の創設等について

財務省理財局

国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する制度の創設等について

- 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令」(政令第172号)を整備し、令和2年5月20日に公布・施行されました。
- これにより、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少があった方は、国有財産の貸付料及び使用料の履行期限を、利息の支払いや担保の提供等を行うことなく、1年間、延長することができます。

対象者

令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少があり、一時的に貸付料等の支払いが困難な方(注)

(注) 新型コロナウイルス感染症等に係る、①国税の納税猶予の特例、②地方税の徴収猶予の特例、③社会保険料の納付猶予の特例、④緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付のいずれかを受けている方やこれらに準ずる方

対象債権

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに履行期限が到来する債権

<参考>

上記のほか、無利息・無担保で、貸付料等の支払い方法を分割納付(半年払い、四半期払い、毎月払い)に変更することも可能です。